

2. 市役所で行う手続きに持参していただく代表的な書類

死亡届提出後に必要となる手続きは、一人ひとりで異なります。
ここでは、市役所で行う手続きの際に、ご遺族の方にお持ちいただく代表的な書類をご案内します。

亡くなられた方の書類は、該当するものがあればお持ちください。

各種手続きに必要な住民票の写しや戸籍謄本等の請求のために、必要となる持参書類については、P5の(1)共通事項 ①必要な持参書類 をご参照ください。

なお、それぞれの手続きごとにご持参いただくものは、P12以降の具体的な手続きをご参照ください。

■ ご遺族のもの

- 認印（相続人代表や葬祭を行った方）
- お越しいただく方の本人確認ができるもの
 - ・ 公的機関が発行した顔写真付きの本人確認資料
（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、障害者手帳など）
 - ・ 写真付きのものがない場合は、公的機関が発行した証明書など2点
（健康保険や介護保険の被保険者証、年金証書、年金手帳など）
- 預貯金通帳（相続人の代表者や葬祭を行った方）

■ 亡くなった方のもの

- 国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入の場合
 - ・ 国民健康保険被保険者証・後期高齢者医療被保険者証
 - ・ 葬祭費請求に必要な書類（会葬礼状、葬儀の領収書など）
- 年金手帳、年金証書、振込通知書など、年金番号がわかるもの
- 介護保険被保険者証
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- 印鑑登録証（ぎふ市民カード）、シルバーカード、高齢者おでかけバスカード、障害福祉サービス受給者証、自立支援医療費受給者証、障害者タクシーチケット、小児慢性特定疾病医療受給者証、その他、市役所から交付された証書類
- 死亡診断書の写し